

令和元年 6 月 日

（名 称）葛城市地域公共交通活性化協議会

（代表者名）会長 阿古 和彦

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

葛城市の公共交通は、主に通勤・通学など都市間の輸送を担う鉄道（近鉄、JR）、主に通院、買い物、通勤・通学の移動手段である路線バスとタクシー、そして、主に市内の公共施設間の移動手段であるコミュニティバスで、概ね市内全域に公共交通のサービスが提供されている。

しかし、近年、公共交通の利用者は減少傾向にあり、鉄道駅の無人化、路線バスの減便など地域公共交通を取り巻く環境は、今後益々厳しくなることが予想される。

一方で、全国の市町村と同様に、本市においても少子高齢化が進展しており、将来的には約3割の方が高齢者になることが予測され、また、市内では勾配のある地形により、日常生活する上で徒歩による外出が負担となっている地域や公共交通の利用が不便な地域も存在する。

以上のことから、本市では、地域公共交通の問題等を解決するため、市の公共交通の現状や住民ニーズを把握して、本市に適した生活交通ネットワークの確保が重要である。

本計画の対象路線である環状線ルートは、公共施設（庁舎、福祉施設等）、鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を目的にしており、地域公共交通確保維持事業はその実現に必要不可欠な事業である。

なお、当該路線は平成28年2月15日よりコミュニティバスの運行を開始し、平成28年11月には完成した「道の駅かつらぎ」の乗り入れによる改変を終え現在に至る。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（1）目標

「道の駅かつらぎ」乗り入れによる改変後の平成28年11月3日から平成29年3月末までの約5ヶ月間における葛城市コミュニティバスの1日当たりの利用者数は、128.3人／日であり、平成29年度は、132.3人／日、平成30年度は、132.2人／日と1日当たり約4人の増加となっている。

また、同期間中の内訳として、環状線ルートの利用者数については、83.1人／日から87.3人／日、90.5人／日へと増加傾向にあるが、ミニバスについては、45.2人／日から45.1人／日、41.7へと減少傾向となっている。

令和2年度は、利用状況を分析しながら利便性を高めるとともに、利用拡大のための施策を推進し、さらなる利用者数の増加を目指す。

（2）効果

地域公共交通確保維持事業の実施により、次のような効果が期待できる。

- ・ 公共施設、鉄道駅等へのアクセス向上等、住民の生活の質の向上

・安全で効率的な公共交通サービスの提供 ・コミュニティバス、路線バス等の利用者数の増加
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
交通事情（渋滞、交通事故、道路の緊急工事等）によりバスの遅延が発生した場合において、利用者にその遅延状況を知らせ、利便性を高めるため、「バス現在地情報システム（バスロケーションシステム）」を構築し、平成28年度から導入している。 また、平成29年度8月には、利用者の利便性を高めるため、インターネットでバスの時刻表が検索できる「インターネットサイト内検索」を導入している。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
葛城市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
奈良交通株式会社
7. 補助金の交付を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 （活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る）
該当なし
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
9. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
10. 外客来訪促進計画との整合性
該当なし
11. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
12. 車両の取得に係る目的・必要性
該当なし
13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
該当なし
14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

該当なし	
15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画	
該当なし	
16. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成30年 6月11日	地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画(案)について協議 地域公共交通を取り巻く現状と課題及び平成30年度のスケジュール(案)について協議
・平成30年 8月23日	公共交通に関するアンケート調査(案)について協議 (台風の影響で会議を中止としたため書面による決議)
・平成30年12月21日	運行形態の見直しについて協議 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について協議
・平成31年 3月28日	葛城市生活交通ネットワーク実施計画(案)について協議 平成31年度のスケジュール(案)について協議 平成31年度の予算(案)について協議
・令和 元年 6月14日	地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画(案)について協議 令和元年度のスケジュール(案)について協議
17. 利用者等の意見の反映状況	
葛城市地域公共交通活性化協議会で協議の上、策定されたものであるが、区長会、商工会、寿連合会、民生児童委員連合会、市議会より当協議会には委員として参加され、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者(市民)の意見が一定反映されていると認識している。 なお、本協議会の会議は公開されているとともに、会議資料や会議録は市ホームページにて公開している。	
18. 協議会メンバーの構成	
(別添 別表のとおり)	

別表

葛城市地域公共交通活性化協議会委員

区 分		委 員
法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通総合 連携計画作成市	葛城市長
法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社 総合企画本部 計画部長
		西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部大阪支社 総務企画課長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人 奈良県タクシー協会 専務理事
		一般社団法人 奈良県タクシー協会 葛城市部会 代表
		奈良国道事務所 副所長
	道路管理者	奈良県高田土木事務所 所長
		葛城市都市整備部 部長
法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	奈良県高田警察署 交通課長
	市民又は地域公共 交通の利用者	葛城市区長会 会長 副会長
		葛城市商工会 局長
		葛城市寿連合会 会長
		葛城市民生児童委員連合会 会長
		葛城市議会 議長 総務建設常任委員会 委員長
	葛城市が必要と 認める者	近畿運輸局 近畿運輸局奈良運輸支局長
		奈良県県土マネジメント部 地域交通課長
		奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長
		葛城市社会福祉協議会 局長